

海外に出向した人に給与を払ったとき

Q.海外に出向した人の課税はどうなる？

「海外出向し、非居住者になった人が、日本から給与を受け取る場合」どうなるでしょうか。

A.支払う給与の内、国内で働いた部分については支払う法人の側で源泉徴収が必要となります。

これから1年以上の予定で出国し、非居住者となる人に日本法人から支払う給与は、国内で働いた部分について20.42%の税率で源泉徴収が必要となります。

< 出国後最初の給与 >

出国後最初に支払われる給与については、締め日の関係で国内源泉所得に該当する部分が生じることがほとんどだと思われ、上記の様に国内で働いた部分については源泉徴収が必要です。

ただし、「給与の計算期間が1ヶ月以下であり、かつ給与支払日に日本の非居住者である場合は、その給与については全額を国外源泉所得とみなす」ため、源泉徴収は不要です。

< 出国後の賞与 >

賞与については、賞与の計算期間のうち、日本国内での勤務による賞与(国内源泉所得)については非居住者部分に対する支払いとして20.42%の源泉徴収を行い、日本国内の勤務によるものでない部分(国外源泉所得)については非課税扱いになります。

< 出国後の給与 >

出国後の給与に関しては、賞与の場合と同様、日本国内での勤務による給料(国内源泉所得)があれば、20.42%の源泉徴収を行います。

国外源泉所得については、源泉徴収義務はなく、日本での課税は行われません。

尚、上記の< 出国後の賞与 > < 出国後の給与 > の日本国内源泉所得に関しては、源泉分離課税となっており、20.42%の課税が行われた時点で、課税関係は終了となります。

< 非居住者である役員への報酬 >

非居住者への役員報酬に関しては全て国内源泉所得となり、20.42%での源泉徴収を行うこととなります。